

災害時における登下校について

□気象警報に対する基本的な考え方

- 1 対象はすべての気象警報と特別警報とします。
- 2 警報の対象は次の市町村とします。
岐阜市（学校所在地）、自宅のある市町村、自宅から学校までの通学路のある市町村。
- 3 登校前に警報が発表されている場合は、自宅待機とします。
- 4 登校中に警報が発表された場合は、警報発表中を知った時点で、ただちに安全な方法で帰宅するか、学校に登校するほうが安全が確保されるようであれば、登校し学校で待機してもかまいません。

.....

1 登校する以前に気象警報が発令されている場合について

- (1) 午前6時30分までに解除された場合は、平常通りの授業を行う。
- (2) 午前6時30分から午前11時までに解除された場合は、解除2時間を経ってから授業を開始します。
- (3) 午前11時以降に解除された場合は、当日の授業を中止します。

2 登校後に気象警報が発令された場合について

- (1) 警報発表中は、原則として学校に待機させます。
- (2) 下校は原則として警報解除後とします。
 - ・ 警報が解除され、交通機関や道路の状況等を総合的に判断し、安全が確保できると判断した場合に下校させます。
 - ・ 帰宅後は確認のため、学校（担任）への電話等での報告をお願いする場合があります。その際にご協力をお願いします。

3 気象警報の発表が予想される場合について

- (1) 気象状況、交通機関や道路の状況等を総合的に判断し、警報の発表に先立って休業や授業の中止を決定する場合があります。

4 各対応に対する連絡について

- (1) 学校のホームページ、すぐーる等で必要に応じて連絡します。